



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 德永 康子 氏

**Q**

先月の育児介護法の改正の続きをお願いします。

**A**

次から次と法改正があり、総務の方々は大変ですね。従業員が定着し「働き易い会社」とするために総務の方々の陰の努力が必要です。このロウムカフェが少しでもお役に立てるよう頑っています。

さて、先月は令和7年4月1日の改正をご紹介いたしました。今回は10月1日改正についてご紹介します。措置内容をどうするか、社内で充分に協議する必要がありますので、まだ手を付けていない場合は急いで対策を取って下さい。

令和7年10月1日の改正内容は次の通りです。

### 1. 柔軟な働き方を実現するための措置等

- (1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置
  - ・事業主は3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
  - ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
  - ・事業主が講ずる措置を定める際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。
  - ①始業時刻等の変更
  - ②テレワーク等(10日以上/月)
  - ③保育施設の設置運営等
  - ④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
  - ⑤短時間勤務制度
- ※②と④は原則時間単位で取得可とすること。
- (2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で定めた制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければならぬ。

### ・周知時期

子が3歳の誕生日の1カ月前までの1年間

### ・周知事項

- ①事業主が(1)で定めた対象措置(2つ以上)の内容
- ②対象措置の申出先
- ③所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限に関する制度

### ・個別周知・意向確認の方法

- ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等
- のいずれか ※①はオンライン面談可③④は労働者が希望した場合のみ

### 2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の、個別の意向聴取

#### ・意向聴取の時期

- ①本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき
- ②子が3歳の誕生日の1カ月前までの1年間(1歳11ヶ月に達した日の翌々日から2歳11ヶ月に達する日の翌日まで)

#### ・聴取内容

- ①勤務時間帯(始業及び終業の時刻)
- ②勤務地(就業の場所)
- ③両立支援制度等の利用期間
- ④仕事と育児の両立に資する就業の条件  
(業務量、労働条件の見直し等)

#### ・意向聴取の方法

- ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等
- のいずれか ※①はオンライン面談可③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 聽取した労働者の意向に基づく配慮

全て希望通りに対応する義務まではありません。検討の上、可能な範囲で配慮してください。

詳細については、Q&Aが厚労省から出されていますので、ぜひ参照してください。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980